

## ■ 手術給付金

### がんの手術給付倍率表について

約款で定めている「手術給付金付ガン入院特約(05)」の対象となる悪性新生物の分類、および、がん手術の種類、給付倍率とは、下記「別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物および診断確定」、「別表4 手術給付倍率表」の通りです。

この別表は、無配当医療保険(05)普通保険約款(2008年4月作成)より抜粋したものです。

#### ◇ 別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物および診断確定

##### 1. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51-C58
男性性器の悪性新生物	C60-C63
尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09

##### 2. 悪性新生物の診断確定

悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(剖検・生検)により医師の資格を持つ者によって行なわれることを要します。ただし、病理組織学的所見(剖検・生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

##### 3. 上皮内新生物の診断確定

上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師の資格を持つ者によって行なわれることを要します。

#### ◇ 別表4 手術給付倍率表

(注) 40・20・10 の数字はガン入院給付金日額に対する給付倍率

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	悪性新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
5.	悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10

#### 備考(別表4)手術

「手術」とは、治療を直接の目的として器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表4の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。